

事業評価書（事前）

平成20年8月

評価対象（事業名）	保育所緊急整備補助金	
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局保育課	
関係部局・課室		
関連する政策体系		
基本目標	VI	男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
施策目標	2-3	保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
個別目標1	保育所の受入児童数を拡大すること	
個別目標2	必要なときに利用できる多様な保育サービスを充実させること	

1. 現状・問題分析とその改善方策(事業実施の必要性)

(1) 現状

「待機児童ゼロ作戦」に基づき平成14年度から16年度までに15.6万人の受入児童数の増を行い、さらに、平成16年に策定された「子ども・子育て応援プラン」に基づき平成17年度より平成21年度までに保育所受入児童数を205万人から215万人に拡大することとしたところ。

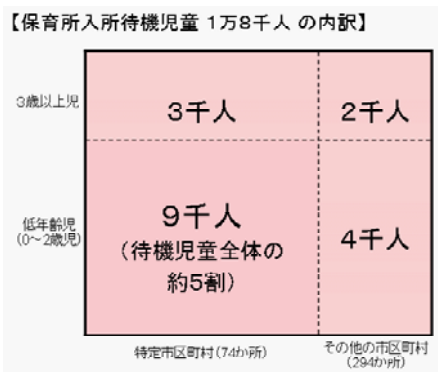
しかし、待機児童数については4年連続で減少しつつあるものの、その保育サービスの量的な拡充にもかかわらず、平成19年4月現在も約1.8万人の待機児童が存在しているところ。

年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
保育所定員	196万人	199万人	203万人	205万人	208万人	211万人
待機児童数	2.5万人	2.6万人	2.4万人	2.3万人	2.0万人	1.8万人

(2) 問題

現在の約1.8万人の待機児童の状況等を分析すると以下の問題があり、これらの問題に対応することが必要。

- ① 低年齢児（0～2歳）の待機児童数が全体の約70%
- ② 待機児童が多い地域の固定化
→ 待機児童50人以上の特定市区町村(74市区町村)で待機児童総数の約70%を占める。



(資料出所) 平成19年厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調べ

③ 待機児童をゼロにするには、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な潜在的な需要を踏まえることが必要。

※ 子育て世代の女性の労働力率と認可保育サービス利用割合(3歳未満児)

	日本	フランス	スウェーデン	ドイツ
女性労働力率(2005)				
25～29歳	71.6%	78.4%	83.2%	73.5%
30～34歳	61.6%	78.9%	84.6%	74.4%
35～39歳	62.3%	81.4%	88.1%	78.7%
(うち有配偶)				
25～29歳	48.4%	72.4%	78.8%	58.7%
30～34歳	48.1%	74.6%	83.1%	64.8%
35～39歳	54.5%	78.9%	88.6%	73.3%
3歳未満児のうち認可された保育サービスを利用する者の割合	20%(2007)	42%(2004)	44%(2004)	14%(2006)

(資料出所) 平成17年国勢調査、The European Union Force Survey(Euro stat)

(3) 改善を要する政策課題

今後、現に顕在化している待機児童の解消を目指した従前の「待機児童ゼロ作戦」等の考え方とは異なり、(2)の分析を踏まえつつ、効果的かつ重点的に施策を進めていく必要がある。

具体的には、

- ① 3歳未満児に係る保育サービスを充実すること。
- ② 待機児童の多い地域への重点的な対応をすること。
- ③ 現状の顕在化している待機児童の解消だけではなく、女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な潜在的な需要を勘案して計画的に進めていくこと。

現状・問題分析に関連する指標

	H15	H16	H17	H18	H19
1 待機児童数(単位:人) (待機児童の解消/ー)	26,383	24,245	23,338	19,794	17,926

(調査名・資料出所、備考)

・指標は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調査(各年4月1日現在数)による。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

実施主体：国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所
都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人
その他()

(2) 事業の内容 (概要)

新規・一部新規
待機児童が多い市区町村を中心として定員増を伴う民間保育所の緊急的な整備を行い、受入児童数の拡大を図る。

(3) 予算

一般会計・年金特会・労働保険特会・その他 ()					
予算額 (単位: 百万円)	H17	H18	H19	H20	H21
	-	-	-	-	7,800
※「H21」については予算概算要求額					

3. 事業の目標

事業の目標	保育所の待機児童の解消を図る。
政策効果が発現する時期	平成22年度 ~ 平成23年度

4. 評価指標

アウトカム指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 待機児童数 (単位: 人) (待機児童の解消/ー)	本事業の推進により、保育所の待機児童数の解消を図る。
(調査名・資料出所、備考) ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課調査	
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)	本事業と指標の関連についての説明
1 受入児童数 (単位: 人) (215万人以上/平成21年度)	本事業の推進により、保育所の受入児童数の拡大を図る。
(調査名・資料出所、備考) 厚生労働省統計情報部「福祉行政報告例」による。	

5. 評価

(1) 必要性の評価

行政関与の必要性の有無(主に官民の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 児童福祉法上、保育の実施義務が市町村にあり、保育所の基盤整備には行政の積極的関与が希求される。			
国で行う必要性の有無(主に国と地方の役割分担の観点から)	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。 。			
民営化や外部委託の可否	<input type="checkbox"/> 可	<input checked="" type="checkbox"/> 否	
(理由) 少子化問題は、我が国の活力にかかわる問題であり、その解決のためにも、国全体として、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、国と地方が協力し、各々が主体的に保育施策の充実等を図る必要がある。			

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
(有の場合の整理の考え方) 児童福祉施設等にかかる施設を整備する場合に交付される次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なり、①待機児童の多い市区町村を中心に、②定員増を伴う保育所整備を行う場合 に対し、従来の手法とは異なる視点から(従来の計画以上の業務の推進や必要な所要額の確保など)に本事業の対象とする。		

(2) 有効性の評価

政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果)
補助事業を行う → 待機児童が存在する市区町村において保育所整備が促進される → 待機児童が存在する市区町村において待機児童が解消される → 国全体として待機児童が解消される
事業の有効性
本事業は、次世代育成支援対策施設整備交付金事業と異なる緊急的な整備手法により、整備を促進し、有効である。

(3) 効率性の評価

本事業は、整備が必要とされる市区町村を対象としており、効率的に待機児童の解消を図るものである。

(4) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

なし。

(5) 政策等への反映の方向性

平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等) ・第169回国会における福田総理大臣施政方針演説(平成20年1月18日)
②各種政府決定との関係及び遵守状況 ・「新待機児童ゼロ作戦」(平成20年2月27日厚生労働省策定)
③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況 なし。
④会計検査院による指摘 なし。
⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項 なし。